

工場立地法に係る届出事務処理要綱

制定 平成 24 年 5 月 24 日付け 24 環保発第 10213 号 区長決定
改正 平成 25 年 3 月 6 日付け 24 環保発第 11330 号 部長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号以下「法」という。）、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 108 号）、工場立地法施行令（昭和 49 年政令第 29 号）、工場立地法施行規則（昭和 49 年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第 1 号）、工場立地に関する準則（平成 10 年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第 1 号。以下「法準則」という。）及び大田区工場立地法地域準則条例（平成 24 年 12 月 14 日条例第 60 号。以下「条例」という。）に規定する特定工場に係る届出の手続を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、使用する用語の定義は、法及び条例に定めるところによる。

(新設等の届出)

第 3 条 特定工場の新設又は生産施設、緑地、環境施設の面積その他の変更を行おうとする者は、新設又は変更の予定の日の 90 日前までに、特定工場新設（変更）届出書（別記第 1 号様式）、主旨説明書（別記第 2 号様式）、事業概要説明書（別記第 3 号様式）、主要施設配置図（別記第 4 号様式）、特定工場用地利用状況説明書（別記第 5 号様式）、特定工場の新設等のための工事の日程（別記第 6 号様式）及び特定工場新設（変更）届出調書（別記第 7 号様式）を大田区長（以下「区長」という。）に届け出なければならない。

2 前項の届出において、その届出を行おうとする者が 2 以上の業種に属する場合は、兼業調書を添付し、昭和 49 年 6 月 28 日に設置され又は設置のための工事が行われている特定工場の変更の場合は、法準則の備考 1 から 3 又は条例附則 2 に規定する計算を行って、準則計算表及び準則計算推移表を添付するものとする。

3 区長は、第 1 項の届出の事項が法第 9 条第 1 項各号及び第 2 項各号に該当しないと認められるときは、法第 11 条第 1 項に規定する実施制限期間を新設又は変更の予定の日の 30 日前までに短縮することができる。

4 区長は、前項による期間の短縮をする場合は、様式 1 に替えて特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（別記第 1 号の 2 様式）を届

け出させるものとする。

(届出の受理)

第4条 区長は、前条第1項の届出があったときは、届出書類が指定様式及び指定内容を具備していることを確認のうえこれを受理し、その届出をした者（以下「届出者」という。）に対し、受理通知書（別記様式第8号）を交付する。

(届出書類の省略)

第5条 第3条第1項の変更の届出において、すでに届け出た事項の中で変更しないものがある場合は、当該変更しない事項に係る届出書類を省略することができる。

(勧告)

第6条 区長は、第3条第1項の届出の事項が法第9条第1項各号又は第2項各号の一つに該当すると認められるときは、届出者に対し、別記第9号の1様式又は別記第9号の2様式により勧告することができる。

2 前項の勧告は、届出のあった日から60日以内に行わなければならない。

(変更命令)

第7条 区長は、前条の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、法第9条第2項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときは、法第10条第1項の規定に基づき、勧告を受けた者に対し、別記第10号様式により勧告に係る事項の変更を命じることができる。

2 前項の命令は、当該勧告に係る届出のあった日から90日以内に行わなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第8条 届出者は、氏名又は名称及び住所に変更があったときは、氏名（名称、住所）変更届出書（別記第11号様式）を区長に届け出なければならない。

(承継)

第9条 届出者の地位を承継した者は、特定工場承継届出書（別記第12号様式）を区長に届け出なければならない。

(廃止届)

第10条 届出者は、特定工場の敷地面積を9,000㎡又は建築面積を3,000㎡以下とするとき若しくは特定工場を廃止するときは、特定工場廃止届出書（別

記第13号様式)を区長に届け出なければならない。

(提出先等)

第11条 この要綱に定める届出の提出先及び部数は、次のとおりとする。

- (1)提出先 大田区環境清掃部環境保全課
- (2)部 数 正副各1部

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。